

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

ちゅう たい きょう
中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です



パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税。
手数料も
一切かかりません。

簡単管理

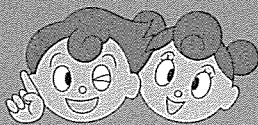
社外積立型で管理が
簡単です。退職金試算額
もお知らせします。

ポータビリティ

離転職時に他の退職金共済
との間で退職金相当額の
移換も可能です。

初めての方にも
分かりやすい

ホームページで制度説明動画配信中!



ネットで
検索

中退共

検索

スマホで
検索



〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

専門家
派遣

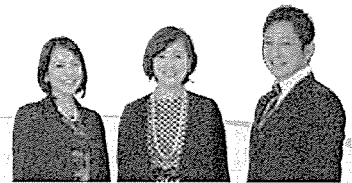


人材確保、
生産性向上に

働き方改革を導入

しませんか。

専門家を派遣致します。



ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの専門家が、多角的な視点でアドバイスします。

経営者からの相談

働き方改革とは一体何をするのか？
御社の経営戦略やビジョンとどう繋がるのか？等の疑問に、多角的な視点から
お答えします。

専門家によるヒアリング

まずは現状の把握を！御社の目指す目
標に対しての現状把握から、課題を整理し、今後御社が何に取り組むと良い
かをアドバイス致します。

社内研修①

働き方改革がなぜ必要か？真のワーク・ライフ・バランス実現とは何か？等、
社員の皆様が共通認識をもてるように
社内研修を致します。
※1回30名様までの研修に限ります。

社内制度の相談

多様な働き方を実現しながら、労働力
を確保するために効果的な制度につい
て、アドバイス致します。

ワーク・ライフ・バランス認証取得制度

ワーク・ライフ・バランス認証企業取得
へ向け、一般事業主行動計画策定等
のお手伝いを致します。

社内研修②

女性活躍推進のコツや生産性向上の為
のポイント等を、対象別に社内研修を
致します。
※1回30名様までの研修に限ります。

対象企業

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業／ワーク・ライフ・バランス実現／女性活躍推進向上
ダイバーシティの推進／働き方改革などに取り組みたい企業

派遣料
無料

専門家プロフィール

株式会社 Life is Love 代表取締役
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
コミュニケーショントレーナー

比嘉 華奈江
Kanae Higa



株式会社 Life is Love
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
社会保険労務士

吉村 友見
Yumi Yoshimura



株式会社 Life is Love 取締役
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
組織活性化コンサルタント

比嘉 秀一
Shuichi Higa



大分県出身。1998年就職で沖縄に移住。14年間、航空会社
で客室乗務員として務める。2012年1月株式会社Life is
Love設立。県内企業様の働き方見直し(残業を減らし、利
益を上げる)コンサルティング実績多数。クライアント企
業様は医療業・土業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通
信業・建設業など多岐に渡る。また、働き方改革に必須で
あるコミュニケーション力の向上を重視し、マネジメント
を視野に入れた管理職研修やチームビルディングの
研修、女性活躍推進研修などを行う。県内企業支援数200
社以上、延べ人数は5000人を超える。

沖縄県出身。会社勤務を経て、2008年社会保険労務
士となる。その後、平均年間総労働時間数が最も少ない
ドイツのワーク・ライフ・バランス(WLB)を研究するた
め、大学院へ入学。2016年3月博士前期課程修了。ドイツ
の法律、制度、政策、歴史研究を元に、数回渡独、経営者や
人事担当者へインタビュー調査を行った。「風土(職場環
境)なくして制度なし」をモットーに、労務管理や職場の
制度作りにとどまらない、制度が活用される職場環境改
革のためのコンサルティングを行う。従来の型にとらわ
れない、多様な働き方の提案を行う。

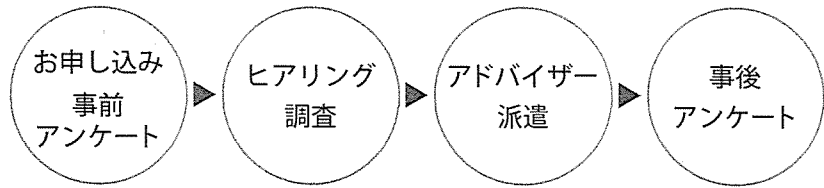
沖縄県出身。「教育とは何か」をテーマに、行政機関や民
間人材育成会社で若者から社会人を対象に生涯教育事
業に携わる。一人一人の課題解決に視点を当てる人材教
育に定評のあるコンサルタントである。企業の人材育成
では、受け手の人間力(受講生)が問われることに気づ
き、掘り下げていくほどに教育の原点である学校教育の
大切さを知る。大人たちが自信と誇りをもって働き暮ら
していけるように、体験から学んだ知恵をキャリアとし
て生かし、学校・職場・地域が共に支え合い成長していく
社会環境整備に力を注いでいる。

お問い合わせ

ワーク・ライフ・バランス事務局 株式会社Life is Love内 TEL 080-3979-7739 FAX 098-987-7369

主催：沖縄県(商工労働部 労働政策課)／企画運営：(株)Life is Love

アドバイザー派遣 の流れ



沖縄県では、労働者個人の生活時間に配慮した働き方、働かせ方がその持てる能力を最大限に発揮させ、生活性の向上や優秀な人材確保など、企業にとってのメリットが大きいと考え、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に積極的に取り組む企業を『沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業』として認証登録し、県民に対して積極的にPRします。

申し込み方法



FAX

下記必要事項を記入の上、
以下のFAX番号にお送りください。
FAX 098-987-7369



E-MAIL

下記必要事項を記入の上、
以下のメールアドレスにお送りください。
wlb-jim@lifeis-love.com



WEB

以下のURLにアクセスの上、
お申し込みください。
<https://www.lifeis-love.com/>

ワーク・ライフ・バランス導入支援 専門家派遣プラン申込書

フリガナ 企業名	
所在地	
TEL	
MAIL	
所属部署	
役 職	
担当者 氏 名	

【お申込みの企業様は下記の質問にご回答ください(事前アンケート)】

- 御社は、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」ですか。該当する番号を○で囲んでください。
① 認証企業である(取得年月 年 月) ② 認証企業ではないが、制度取得を目指したい ③ 認証企業の制度取得は今のところ考えていない
- 御社におけるワーク・ライフ・バランスについて、どのようなことが課題だと思えますか。該当する番号を○で囲んでください。(複数回答可)
① 長時間労働が慢性化している ② 有給休暇が取得できない ③ 柔軟な働き方ができない ④ 見本となる働き方をしている上司や管理職がない
⑤ 産休・育休を取れる風土がない ⑥ 効率よく仕事をするに対して評価する仕組みがない ⑦ コミュニケーション不足
⑧ その他()
- 今回のワーク・ライフ・バランスコンサルティングで期待することは何ですか。該当する番号を○で囲んでください。(複数回答可)
① ワーク・ライフ・バランスについて社内で理解を広めたい ② 社内の課題を整理したい ③ ワーク・ライフ・バランスに関する制度を導入したい
④ 課題解決のためのアドバイスがほしい ⑤ その他()
- ヒアリング希望日(1時間程度)
第一希望: 月 日() 時 / 第二希望: 月 日() 時 / 第三希望: 月 日() 時

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介 ～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？
当委員会では、働く人(正社員、パート社員、派遣社員など)と会社との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。
今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん制度」について、紹介します。

◆「あっせん」はどのような制度ですか？

労働問題に関して経験豊かな、労働委員会の3名の「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

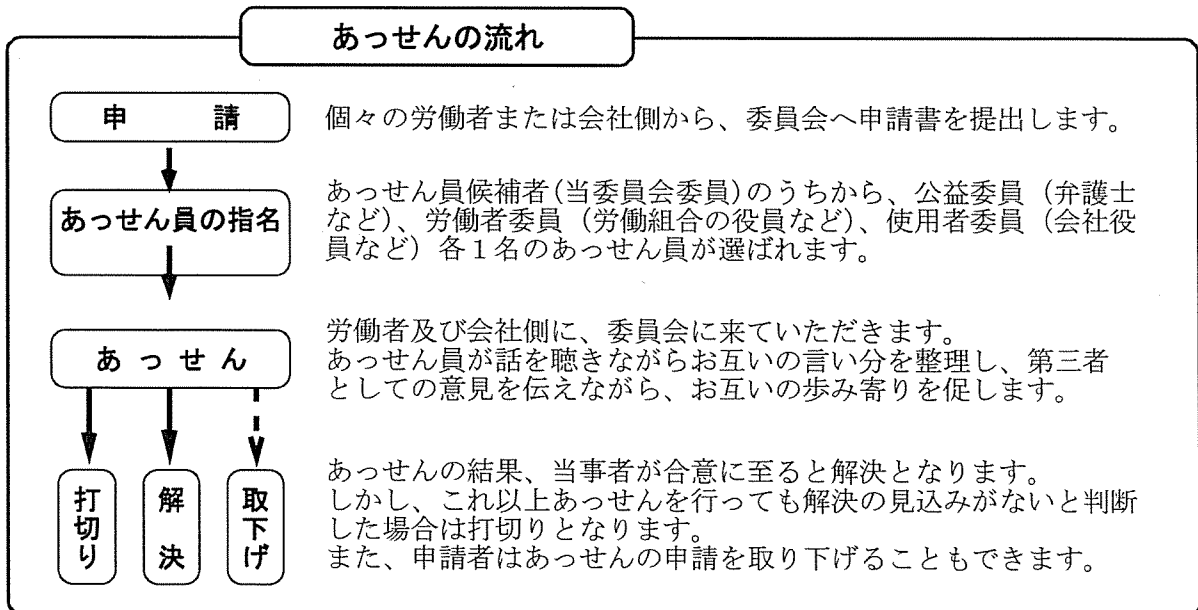
労働基準法等の法律違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「(働く人又は会社の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？

働く人と会社との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。
例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「いじめなどの職場環境に関すること」などです。

◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・ 1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・ あっせんは非公開です。
- ・ 申請の手続きは簡単で、費用は無料です。



☆個別労働関係紛争のあっせん申請の手続きに関することは、お気軽にお問い合わせください。☆

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

損害賠償を請求されたら 払わなければいけませんか

相談内容

先日、雨の日に会社の車を運転中にスリップして破損してしまいました。事業主から、修理費の全額を賠償をするように言われました。

全額、自己負担で損害賠償しなければいけませんか。また毎月の給料から差し引くと言われたのですが。

相談回答

ポイント

- ①会社に与えた損害が従業員の「故意」でない限りは、全額を請求することはできません。
- ②従業員の責任が重大である場合は、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当な限度の範囲」でいくらか賠償することもあります。
- ③事業主が、一方的に給料から損害賠償額を天引きすることはできません。
- ④会社が従業員に対して損害賠償請求をすることについては、法律上の妨げはありませんが、必ずしも従業員が支払わないといけないわけではありません。

解説

業務中の会社の車の事故は、会社は車両保険の加入で損害を抑える方法をとっています。従業員が、故意に事故を起こしたということであれば、従業員に重大な過失があったとはいえないことがあります。会社に与えた損害の状況は次の項目を判断根拠とします。

- ①会社は、車両保険等に加入することにより車両損害を分散させる手だてをとっていなかった場合は、会社側責任が問われます。
- ②当該従業員が交通事故を起こすことが日常茶飯事であったということは、会社が従業員に対する安全指導、車両整備等にも原因があったものと推認されることで、会社側と従業員の責任を「公平な範囲」で判断します。
- ③今回の事故の発生について、従業員に重大な過失があったのかということ。
- ④たとえ会社から従業員に対する損害賠償が許される場合でも、毎月の給料から天引きすることも事業主だけの判断ではできません。給料は全額支払わなければならないという「全額払いの原則」が法律上定められています（労働基準法24条、17条）。

以上のことから、多額の損害賠償を支払う可能性は低いと思われます。「故意」でないことを丁寧に説明する必要があります。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H27=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年6月	34,841	315,186	15,366	144,524	25	3.5	25,305	28,072	1.11	1,960	101.3	100.9
7月	34,725	318,736	15,532	143,728	20	2.8	24,454	27,707	1.13	1,746	101.8	101.0
8月	34,721	321,247	15,532	147,001	24	3.3	24,105	29,052	1.21	1,739	102.1	101.6
9月	34,667	321,415	15,563	147,015	28	3.9	23,502	28,196	1.20	1,676	102.4	101.7
10月	34,615	322,828	15,690	145,991	28	3.8	24,062	28,242	1.17	1,691	102.8	102.0
11月	34,521	322,552	15,668	146,882	23	3.1	23,845	27,846	1.17	1,559	102.7	101.8
12月	34,509	321,853	15,806	146,107	19	2.6	22,869	27,963	1.22	1,434	102.3	101.5
31年1月	34,299	325,879	16,000	138,809	19	2.6	23,599	30,058	1.27	1,427	102.3	101.5
2月	34,217	324,090	16,023	142,114	16	2.1	25,899	33,032	1.28	2,122	102.0	101.5
3月	34,071	320,061	15,858	138,856	23	3.1	27,329	33,651	1.23	3,314	102.3	101.5
4月	34,832	330,176	15,717	138,403	18	2.5	27,616	31,681	1.15	2,435	102.7	101.8
令和元年5月	34,911	330,892	15,786	140,690	20	2.7	27,319	30,079	1.10	2,121	102.3	101.8
資料 出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年6月	152.7	149.8	140.3	142.0	12.4	7.8	546,531	365,324	295,074	235,852	251,457	129,472
7月	150.9	148.2	138.5	140.0	12.4	8.2	431,833	297,143	294,714	235,554	137,119	61,589
8月	145.9	147.9	134.2	139.9	11.7	8.0	304,527	251,530	293,748	235,641	10,779	15,889
9月	143.7	141.7	131.4	133.6	12.3	8.1	301,470	234,887	293,767	231,438	7,703	3,449
10月	150.4	147.6	137.4	139.2	13.0	8.4	304,581	235,260	296,513	233,613	8,068	1,647
11月	153.6	147.5	140.5	139.2	13.1	8.3	323,513	238,343	298,748	233,301	5,042	24,765
12月	146.0	143.4	133.2	135.2	12.8	8.2	690,337	451,028	297,599	234,727	392,738	216,301
31年1月	136.6	141.6	124.5	131.4	12.1	10.2	304,729	237,338	291,892	234,552	12,837	2,786
2月	142.1	140.8	129.6	131.4	12.5	9.4	296,304	235,077	292,809	232,178	3,495	2,899
3月	144.1	144.0	131.3	134.3	12.8	9.7	318,496	243,279	295,281	234,660	23,215	8,619
4月	148.7	147.9	135.6	138.0	13.1	9.9	311,069	243,870	299,489	240,682	11,580	3,188
令和元年5月	141.4	144.5	129.0	133.9	12.4	10.6	311,733	243,783	294,772	237,777	16,961	6,006
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率は年平均、月別ともに原数値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。